

地下埋設の深さについて

1 地下埋設の深さについて

管路等の地下埋設の深さについては、1.2m以上とする。

なお、対象となる管路等の種類については別表に掲げるものとする。また、これ以外の管路等の種類であっても、同等以上の強度を有するものについては、別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において対象とする。

(1) 電気事業及び電気通信事業

ア 電線の管路（以下管路という。）を車道の地下に設ける場合

管路の頂部と路面との距離は、当該管路を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下「舗装厚」という。）に0.1メートルを加えた値以下としないこと。ただし、舗装計画交通量が250台/日・方向未満の場合において、ケーブル及び径150ミリメートル未満の管路を設置する場合においては、下層路盤の上面より0.1メートルとしないこと。

イ 管路を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。）の地下に設ける場合

路面と管路の頂部との距離は、0.1メートル以下としないこと。

なお、将来、歩道の切り下げが考えられる場合は、必要に応じて、切り下げ部の地下に設ける電線につき、所要の防護措置を講じること。

(2) 水道事業及びガス事業

ア 水道管又はガス管を車道の地下に設ける場合

水道管又はガス管の頂部と路面との距離は、当該管路を設ける道路の舗装厚に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下としないこと。

イ 水道管又はガス管を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。）の地下に設ける場合

路面と水道管又はガス管の頂部との距離は、0.6メートル以下としないこと。

将来、歩道の切り下げが考えられる場合は、路面と管路の頂部との距離

は、0.6メートルに歩道と車道の段差の値を加えた値以下としないこと。

(3) 下水道事業

ア 下水道管を車道の地下に設ける場合

下水道管本管の頂部と路面との距離は、当該管路を設ける道路の舗装厚に0.3メートルを加えた値（当該値が1.0メートルに満たない場合には、1.0メートル）以下としないこと。なお、下水道管本管以外の管を設ける場合は、その頂部と路面との距離は、当該道路の舗装厚に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下としないこと。

イ 下水道管を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。）の地下に設ける場合路面と下水道管本管との距離は、0.6メートル以下としないこと。

なお、下水道管本管以外の管を設ける場合は、その頂部と路面との距離は、0.6メートル以下としないこと。将来、歩道の切り下げが考えられる場合は、路面と管路の頂部との距離は、0.6メートルに歩道と車道の段差の値を加えた値以下としないこと。

* 下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合は、当該下水道管と路面との距離は、1.0メートル以下としないこと。

(4) その他

前各号にかかわらず、これによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せず、状況に適した埋設の深さとし、その都度協議するものとする。

浅層埋設に係る管種

(1) 電気事業及び電気通信事業

路床に埋設する場合

- ・ 鋼管 (JIS G 3452) 250 mm 以下のもの
- ・ 強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 250 mm 以下のもの
- ・ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300 mm 以下のもの
- ・ 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 175 mm 以下のもの
- ・ コンクリート多孔管 $\phi 125 \times 9$ 条以下のもの
(管材曲げ引張強度 $54 \text{ kg f} / \text{cm}^2$ 以上)

路盤または路床に埋設する場合

- ・ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 175 mm 以下のもの
- ・ 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 175 mm 以下のもの
- ・ 合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411) 28 mm 以下のもの
- ・ 波付硬質ポリエチレン管 (JIS C 3653 付属書 1) 28 mm 以下のもの
- ・ 電力ケーブル 600 V CVQ ケーブル
(より合せ外径 27 mm 及び 64 mm)
- ・ 通信ケーブル(光) 40 SM-WB-N (12mm)
1 SM-IF-DROP-VC (2.0 × 5.3 mm)
- ・ 通信ケーブル(メタル) 0.4 mm 50 対 CCP-JF (15.5 mm)
2 対-地下用屋外線 (5.5 mm)
- ・ 通信ケーブル(同軸) 12 AC (16 mm)
5 CM (8 mm)

(2) 水道事業

- ・ 鋼管 (JIS G 3443) 300 mm 以下のもの
- ・ ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300 mm 以下のもの
- ・ 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742) 300 mm 以下のもの
- ・ 水道配水用ポリエチレン管 200 mm 以下で
(引張降伏強度 $204 \text{ kg f} / \text{cm}^2$ 以上) 外圧/厚さ = 11 のもの

(3) ガス事業

- ・ 鋼管 (JIS G 3452) 300 mm 以下のもの
- ・ ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300 mm 以下のもの
- ・ ポリエチレン管 (JIS K 6774) 200 mm 以下のもの

(4) 下水道事業

- ・ ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300 mm 以下のもの
- ・ ヒューム管 (JIS A 5303) 300 mm 以下のもの
- ・ 強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 300 mm 以下のもの
- ・ 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300 mm 以下のもの
- ・ 陶管 (JIS R 1201) 300 mm 以下のもの

注 上記括弧内の規格は、可能な限り J I S 規格を表示している。